

第42号議案

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月23日

品川区長 濱 野 健

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例（平成24年品川区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第9号中「温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号ア中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第10号エただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項中第41号を第42号とし、同項第40号中「場合」を「とき」に改め、同号を同項第41号とし、同項中第39号を第40号とし、第36号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、同項第35号に次のように加え、同号を同項第36号とする。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設けるときは、点検、清掃および排水を行うことができる構造であること。

第4条第1項中第34号を第35号とし、第16号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号中「10歳」を「7歳」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「手拭い」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の次に「(かみそりを除く。)」を加え、同号を同項第13号とし、同項第11号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃および消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第4条第2項第1号チ中「第15号」を「第16号」に改め、同項第2号カ中「第16号まで、第18号、第20号、第21号、第24号、第25号、第27号、第29号および第31号から第41号」を「第17号まで、第19号、第21号、第22号、第25号、第26号、第28号、第30号および第32号から第42号」に改める。

第5条第1項中「前条第1項第19号、第26号、第28号および第30号」を「前条第1項第20号、第27号、第29号および第31号」に改め、同条第2項中「前条第1項第19号、第26号、第28号および第30号」を「前条第1項第20号、第27号、第29号および第31号」に、「前条第1項第18号」を「前条第1項第19号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項第35号に次のように加える改正規定および次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設および現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第4条第1項第36号キの規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設を増築し、もしくは改築し、または大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

(説明) 公衆浴場の衛生および風紀に必要な措置等の基準を改める必要がある。